平成14年度(15年3月): 行政の福祉化推進プロジェクト報告(概要)

I はじめに

- ○府自らの取組み→福祉分野の制度・施策の枠組みにとらわれず、福祉を基本に住宅・教育・労働など 府政の各分野が連携し、障がい者や高齢者などの自立支援につながる施策を推進 することを目的に、平成12年3月に報告書を取りまとめ様々な取り組みを進めてきた
 - 〇これまでの取り組みを総括しながら、さらに充実・強化
 - 〇府の公共発注や公務労働を活用して、障がい者や母子家庭の母の雇用を より一層つながる視点で重点的に検討
 - 〇府営住宅や府立高校の余裕教室などの既存資源を活用した地域貢献について、府としてもこれまで以上に積極的に進めていく

14年6月に行政の福祉化推進PT再度設置

- 3点を課題として設定
- ①公共事業等発注時における障がい者雇用・就労支援の検討
- ②緊急地域雇用創出特別基金事業活用の検討
- ③既存資源の福祉活用の検討
- →「行政の福祉化推進会議(仮称)」を新たに設置し、全庁的取り組みとして 具体化、継続的に検討

Ⅲ 今回の検討の視点

- 1、官公需発注に際して、障がい者雇用を確保する方策の検討
 - ◆手法の検討:就職困難者の促進雇用、企業の障がい者等雇用を誘導
 - ◆仕組みづくり:安定的な授産製品調達のための仕組みづくり
- 2、緊急地域雇用創出特別基金事業を活用した就職困難層への就労支援方策の検討
- 3、既存資源等の活用に際して地域ニーズとのマッチング
 - ◆地域ニーズとのマッチングシステム ◆府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後 の福祉支援のあり方検討
- 4、公務労働における障がい者等の就労促進方策の検討
 - ◆非常勤職員としての雇用: 障がい者、母子家庭の母
- 5、これまでの取組みのさらなる推進
 - ◆既存資源等の活用 ◆授産製品の購入 ◆府有施設等敷地内での授産物品の販売など これまでの取組みのさらなる推進
 - ◆今後の推進体制の整備検討

Ⅱ これまでの検討経過

- 〇行政の福祉化促進プロジェクト設置【平成11年度】
- →平成11年11月に副知事トップに全庁にまたがるPT発足、検討の視点として
- ①雇用・就労支援の充実・強化 ②公共事業等発注における雇用、就業の促進
- ③既存資源の福祉的活用 ④新たな雇用・就業機会の創出
- ⑤就業(支援)対策[行政の福祉化]の体制整備

Ⅳ 重点検討項目の設定及び検討結果【概略】

- 1、官公需発注に際して、障がい者雇用・就労支援の検討
- (1) 障がい者など就職困難層の雇用促進のための手法
 - 〇府の清掃業務を活用して障がい者などの雇用促進につながる取組みを実施
 - →大規模物件に総合評価入札を導入し、評価項目に障がい者等の雇用の視点などを盛り 込むモデル的取組み実施【15年度実施】
 - →中規模物件に総合評価入札の考え方を一部踏襲したプロポーザル方式を導入するモデル的取組み実施【15年度実施】
 - →小規模物件に、府が知的障がい者の就労訓練修了生を非常勤職員として直接雇用することにより、民間企業への雇用のステップアップを目指すモデル的取組み実施 【15年度実施】
 - ○庁内のIT関連業務の一部を、障がい者ITサポートセンターへ発注することにより、在宅障がい者への就労支援を行う取組みを実施【15年度実施】
- (2)企業の障がい者等の雇用を誘導するための手法
 - 〇報告を受ける障がい者の雇用状況や15年度からスタートさせる商工労働部での顕彰システム(ハートフル企業顕彰制度)を活用して、官公需発注に際しての配慮に結び付けていく方策について、今後引き続き検討
- (3)安定的な授産製品調達のための仕組みづくり
 - 〇府の定期的かつ定量的に発注される物品について、授産製品の購入促進のための諸条件 の整理を引き続き検討
- 2、緊急地域雇用創出特別基金事業の活用
 - ○基金事業の新規雇用予定者の3%を障がい者の基本方針を堅持 他【15年度実施】
- 3、既存資源の福祉活用の検討
- (1)既存資源の活用に向けた地域ニーズとのマッチングシステムの検討
 - 〇空き住戸を活用したGH整備、調整組織の設置の検討、建替えに際し社福施設の合築・併設について(国庫補助)、関係部局等からなる調整会議の設置を検討
 - 〇府立高校の余裕教室は、15年度より活用推進モデル事業実施。
- (2) 府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後の福祉支援については、既存事業の 活用を含め、引き続き検討
- 4、公務労働分野における障がい者等の就労促進方策の検討
 - 〇知的障がい者の非常勤職員での雇用をモデル的に実施【15年度実施】
 - 〇「母子家庭等就業支援センター」に府及び関係団体の求人情報の提供を行うことにより、雇 用を促進【15年度実施】
- 5、これまでの取り組みのさらなる推進と今後の推進体制について
 - ○「行政の福祉化推進会議(仮称)」を設置し、様々な施策・事業構築をの過程において、福祉的視点を取り入れる目的で、庁内各部局に「行政の福祉化推進員(仮称)」を設置し、進捗管理、継続検討を行う